

# 開発協力適正会議

## 第4回（臨時会合） 会議録

平成24年4月27日（金）  
外務省 新庁舎7階 講堂

### 《議題》

#### 1 報告事項

ミャンマー新経済協力方針

#### 2 プロジェクト型の新規採択調査案件

(1) ミャンマー協力準備調査（無償）「気象観測装置整備計画」

(2) ミャンマー協力準備調査（無償）「全国航空保安設備整備計画」

(3) ミャンマー協力準備調査（円借款）「ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業」

(4) ミャンマー協力準備調査（円借款）「ティラワ経済特別区関連インフラ整備事業（E/S）」

#### 3 その他の事項

ミャンマー協力準備調査（無償）「バルーチャン第2水力発電所補修改修計画」について

#### 4 事務局からの連絡

## 午後1時00分開会

- 小川座長 それでは、第4回の開発協力適正会議を始めたいと思います。本日の会合は、対ミャンマー支援に関する臨時会合となっております。まず、事務局から、本臨時会合の開催を提案された背景等を簡単にご紹介いただきたいと思います。
- 事務局（本清） 外務省の開発協力総括課長の本清でございます。今日は、委員の皆様、お忙しいところをご参加いただきましてありがとうございます。ミャンマーにつきましては、最近のミャンマー政府による民主化及び国民和解に向けた取組等を踏まえまして、我が国としてミャンマーにさらなる前向きな措置を促すために引き続き支援することが重要と考えております。そのため、対ミャンマー経協方針を見直し、ミャンマーにおける改革の果実をミャンマー国民が実感できるよう、本格的な支援を再開する考えを先般4月21日土曜日に開催されました日・ミャンマー首脳会議で野田総理から伝達としたところです。新方針の下で形成を目指す個別案件につきましては、迅速性を確保しつつ、可能な限りの透明性をもって進める必要があると考えております。そのため、通常の場合と同様、調査前の段階で委員の皆様の議論をいただき、助言をいただくことが適当と考えますので、本日の臨時会合を提案させていただいた次第です。提案について、首脳会談を踏まえて1週間で本会合を開催させていただくということで、急なご日程でお願いしまして、今日は、荒木委員と横尾委員のご都合がつかず、ご出席いただけなかったことを申し訳なく思っております。松本委員におかれましては、本会合の後半に間に合うようにいらしていただけると伺っております。荒木委員から、援助方針の見直しと個別案件の形成に際して留意すべき事項ということを事前にコメントとしていただいております。委員の皆様にお配りさせていただいております。コメントについては、個別の案件についてどうこうというのではなく、非常に横断的な内容であるということですので、個別案件の協議の中で私からご紹介することはしませんが、資料として配付させていただきました。ご一読いただければと思います。我々としても、荒木委員からいただいたコメントの内容はきちんと検討していきたいと考えています。新方針の具体的な内容と個別案件については、この後、担当部局からご説明させていただきたいと思います。ありがとうございました。

## 1 報告事項

### ミャンマー新経済協力方針

- 小川座長 ありがとうございました。では、続けて、「対ミャンマー新経済協力方針」について、外務省からご説明をお願いしたいと思います。委員側からのご意見、ご質問は、その後でご発言をお願いしたいと思います。では、お願いします。
- 説明者（横山） 国別一課の横山でございます。よろしくお願いたします。若干、背景・経緯を申し上げますと、その直前までの方針については基本的にBHN（Basic Human Needs）を中心としたものでしたが、本年2月28日の玄葉外務大臣のスピーチにありますとおり、大臣より、昨今のミャンマーで進行している民主化・国民和解、そういうものを後押しするために経協方針の見直しが指示されました。それを受け、また、4月1日のミャンマー議会の補欠選挙の結果等も踏まえた、その後の進展をご説明します。4月21日に第4回日・メコン地域諸国首脳会議が東京で開かれました。メンバー国は、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマーの5か国と日本です。ミャンマーからは、28年ぶりに元首が訪日され、テイン・セイン大統領が来られて、21日の午後には二国間の首脳会合が行われました。その首脳会合の中身について、成果として取りまとめられましたものが別添1の資料の共同プレス

ステートメントです。第 2 パラグラフですが、野田総理大臣から、ミャンマーの前向きな措置を評価されるとともに、さらなる前向きな措置をとることをミャンマーに促すため、引き続き支援するとのコミットメントが表明されました。テイン・セイン大統領は、そのような支援に対して謝意を表明され、引き続き改革を継続するという強いコミットメントをされたということです。第 3 パラグラフですが、野田総理から、経協方針を以下の通り見直したということが内容です。「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革努力の進捗を見守りつつ」、ここにつきましては、直前の経協方針と同様、引き続き改革努力の進捗は見守りつつということですが、「民主化と国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるよう、以下の分野を中心に支援を実施する。」ということで、3 本柱を立てさせていただいております。1 本目が、国民の生活向上のための支援。この中には、テイン・セインさんもそうですし、アウン・サン・スー・チーさんも非常に関心を示されというか、取り組んでほしいとおっしゃっている少数民族や貧困農民支援。また、ミャンマーにおいて非常に重要な産業である農業開発支援が含まれます。2 本目の柱としましては、経済・社会を支える人材の能力向上、制度整備のための支援。この中には民主化推進のための支援が含まれます。3 本目としては、円借款の再開をもちろんイメージしているのですが、持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援です。なお、この経協方針の見直しに当たっては、新規の円借款を行うのにハードルの一つとなっていた延滞債務の問題につきましても、その対応につき、共通認識に達しました。ちなみに、その次のページがポンチ絵で、具体的にどういうプロジェクトが今進行しつつあるか、また、どういうものが当面想定されるかというもののリストがそこに載っております。以上です。

## 2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- 小川座長 どうもありがとうございます。ただいまのご報告について、委員側からご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。——よろしいでしょうか。それでは、特段、ご質問、ご意見はなさそうですので、次の「2 プロジェクト型新規採択調査案件」の議論に入りたいと思います。本日は、事務局から提示されましたミャンマー向けの新規採択案件 4 件すべてを取り上げることとしております。進め方は、これまでと同様、まず説明者側から案件の概要を説明していただきたいと思います。ただ、各委員はこの概要資料を読んできているという前提で、簡潔にご説明いただければと思います。それから、先ほど事務局からご紹介がありました荒木委員のコメントに加えまして、市村委員と松本委員から、各個別案件についてのコメントをいただいておりますので、そちらについても案件の議論の中でご発言をいただくか、あるいは、事務局から代読をしていただきたいと思います。また、各委員から追加で質問やコメントがありましたら、説明の後で案件ごとに簡潔にご発言いただきたいと考えています。

### (1) ミャンマー協力準備調査（無償）「気象観測装置整備計画」

- 小川座長 早速ですが、(1)ミャンマー協力準備調査（無償）の「気象観測装置整備計画」について、まず説明者から概要をご説明いただきたいと思います。
- 説明者（横山） 冒頭に 1 点だけですけれども、先ほど私がお説明しました新しい経協方針のポンチ絵で申しますと、このプロジェクトにつきましては、1 番目の柱の防災の一つのプロジェクトです。では、JICA からお願いします。

- 説明者（小島） JICA の東南アジア第四課の小島と申します。本日は、どうぞよろしくお願い致します。早速、説明させていただきますが、まず地図をご覧ください。ミャンマーの地図がありまして、その中に 4 か所の地名が書いてあります。チャオピユー、ヤンゴン、ネピドー、マンダレーです。この無償資金協力プロジェクトは、このうちの 3 か所程度に気象レーダー及びその周辺地域に気象観測システムを導入するというプロジェクトです。簡単に説明させていただきます。ミャンマーにおきましては、既存の気象観測装置があったのですが、2004 年にそれが使用不可能になりました。その後、2008 年にナルギスがミャンマーを襲って多数の被害者を出しました。それ以降、我が国でも防災における協力をいろいろと行っていきまして、20011 年にタイのバンコクで洪水が起きましたが、ミャンマーでもかなりの洪水と鉄砲水が起きたということで、気象観測施設及び機材整備による情報収集が急務になっているということが背景にあります。我が国としては、ハード面の支援も行いますが、そこに書いてあるとおり、2009 年から 2010 年に専門家を派遣して、ハード面及びソフト面での能力強化に取り組んできております。ただし、最も基本となる気象情報がないということで、ミャンマーの防災に対する準備が遅れているということ、それと、世界気象機関と連携してデータを交換するという取組もメコンで行われていますが、それに接続できないというようなことがあります。以上が背景です。1 ページの(2)、(3)のところですが、先ほど説明しましたとおり、防災に対する意識はミャンマーにおいても非常に高く、我が国の方針でも、これまでのナルギスに対する協力及びメコン洪水に対する協力のところで行っているものであります。次のページに移りまして、具体的な内容です。3.の(3)に事業概要が書いてあります。1) に「土木工事及び機材の整備」ということで、気象レーダー塔の建設及び機材の内容として、そのレーダシステムと、小学校の芝生に置いてあるような白い箱の自動気象観測装置を導入しようという計画です。実施体制は、そこに書いてあるとおり、運輸省気象水文局。それと、環境社会配慮におきましては、レーダー塔の土地を一部確保する必要がありますので、念のためにカテゴリ B として慎重に対応する考えです。「4.過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓」ですが、このような施設・機材を中心とした案件においてはいつもそうですが、機材が適切なものかどうか、あるいは、現地に代理店があるかどうか、そのための予算がミャンマー側で確保できるかどうかということ、いつものテーマですが、教訓として出ていきまして、本計画を進めるに当たってもその辺を慎重に調べたいと考えています。以上です。
- 小川座長 どうもありがとうございます。本件について、市村委員と松本委員からコメントをいただいています。まず市村委員からご発言をお願いします。
- 市村委員 文書で質問したのは、今おっしゃったような、メンテナンスをどうするか、部品をどうするか等々のオペレーションの問題です。それに加えまして、プロジェクトサイトを地図にあるとおり 4 か所決めておられますけれども、気象レーダー塔は、カバレッジが 300km 圏なのか、400km 圏なのか、技術的にはよくわかりませんが、チャオピユーを別とすれば、ヤンゴン、ネピドー、マンダレーというのは、ミャンマーで言えば大都市か首都ですね。そういうところに置くことが適切なのか、経験則から、災害の感知を重要とする場所が他にないのか、この辺はどのようにお考えですか。
- 小川座長 それでは、松本委員からコメントがありますので、こちらは事務局からご紹介いただければと思います。
- 事務局（本清） 気象観測装置に関する松本委員のコメントでございます。
- 「当該国における防災分野の開発実績と課題」に書かれているように、サイクロンによる被害拡大の原因は、防災計画、責任体制、シェルター、予警報システム、住民の防災知識

など多岐にわたっている。今回の採択案件である「予警報システム」以外のコンポーネントはどのように対応されているのか。予警報システムだけではサイクロンの被害を防ぐには十分とは考えにくい。

- 機材のメンテナンスは同種の事業では必ず教訓に表れている。予算状況や体制を確認するだけで本当に教訓を生かせるのか説得力に欠ける。

以上です。

○ 小川座長 高橋委員から何かありますか。

○ 高橋委員 ご説明、ありがとうございました。私からは、今の松本委員のコメントに近いのですが、今回、国民生活向上の中で「防災」ということが柱の一つになっていると思います。それは一面的なものではないと思います。インフラだけではないので、自然災害というのは、あくまでも被害を及ぼす一つのきっかけにすぎなくて、どういう被害が出るかというのは、その時の政治状況や経済状況、体制や情報伝達の問題などいろいろある中で被害が拡大していくということです。つまり、複合的なものだと思います。そのあたり、日本が気象観測装置に力を入れるというのはわかりますが、もっと防災を全体のトータルで見てどうなのかということを考えるべきで、その点日本はどのように考えているのかぜひ教えていただきたいと思います。日本も技術協力をしています。国連もいろいろなセミナーやシンポジウムなどをされているようですから、そちらの効果も見ながら、全体はどうなのか。特に、政治の問題、いわゆる住民との情報のやり取りなどが重要だと思っていますので、そのあたりも含めて教えていただきたい。また、今後、もし調査に入るのであれば、どういう問題意識を持って調査を行うのか、その方針を示していただければと思います。

○ 小川座長 今、出ましたコメントに対して、説明者側からお答えいただければと思います。

○ 説明者（小島） ありがとうございます。1点目、レーダーがどのような容量なのかということは今後調査します。なぜ、チャオピューとヤンゴン、ネピドー、マンダレーが候補地に挙げられているかという点につきましては、ミャンマーにおけるサイクロンは、この地図の南西から北東にかけて上がっていくというイメージです。そういう意味で、チャオピューとヤンゴンに設置することによって、より早くサイクロンの状況がわかるという趣旨だと考えています。他方、マンダレーとネピドーに置きたいという意向ですが、今、私どもが推測するに当たって、海岸部はチャオピュー、ヤンゴンに設置することによってカバーでき、他方で内陸部をカバーするためにマンダレー、ネピドーに設置したいというのがミャンマー側の意向ではないかと思っています。いずれにしても、現地を調査した際に、本当に必要なかどうかはよく確認した上で最終的に決定することになると考えています。2点目、松本委員からのご指摘ですが、そのとおりで、防災のためにはレーダーを設置して情報を提供するだけではだめで、住民に情報提供すること、住民自身が情報を受けてどのように行動すべきか、しているか否かが大変重要になってくると思います。当然ながら、我が国の協力だけですべてを見ることはできませんが、幾つかすでに実施している取組を紹介すると、サイクロン・ナルギスにおいて、ヤンゴンの南西に当たるデルタ地帯にあるイラワディ・デルタというところに、サイクロンシェルターの機能を含む小学校を建設したり、先ほど説明したとおり、専門家を派遣して予警報態勢を構築するということが実施していきまして、別途、今後、現時点ではあくまでも予定ですが、技術協力、自然災害早期通報システム構築プロジェクトを実施していきたいと考えております。当然、他のドナーも今後、防災における取組を始めたとすれば、他のドナーとも調整することになると思います。維持管理につきましては、体制と予算を確認すれば十分かというところで、先ほど申し上げたとおり、こういう案件でいつも出てくる教訓ではありますが、もっとも肝だと思っていますので、そこはきちんと確認したいと思っ

ています。当然ながら、お金を確保すると先方が言っても、実際にそれが政府から回ってくるかどうかということもしつこく確認する必要があるのではないかと考えています。また、レーダー装置などを導入するにあたって技術的指導が必要になるのであれば、付随的ではありますが、無償の中でのソフトコンポーネントで対応することも考えたいと思っています。以上です。

- 説明者（横山） 1点だけ。松本委員及び高橋委員からのご指摘は非常に重要であると思っています。私どもとしては、このレーダー自体、必要なパーツの一つであると思いますが、高橋委員、松本委員のご指摘は本当にそれで十分なのかというご指摘だと思いますが、外務省としましても、プログラムアプローチということで、防災について効果を上げるためには、必要なパーツはパーツでそろえるけれども、全体としてそれが機能するかどうかの視点が重要であると思っています。ご指摘を踏まえながら、防災についてもいろいろなプロジェクトを考えさせていただきたいと思っています。
- 小川座長 今回、ミャンマーに対しては一斉にいろいろな国が入ってくるかと思いますが、先ほど、ドナー間の調整はこれからのようなことをおっしゃっていましたが、ぜひドナー会議を開いて、ドナー間の調整を、日本が主導権を握って進めていく必要があるかと思っています。他のところはずっとやってきているのでうまく進めているかと思いますが、一斉に始まるころはそういう調整が必要かなと思いました。さらに質問をどうぞ。
- 高橋委員 ありがとうございます。ぜひ、今、小川座長がおっしゃいましたように、日本が主導権を取って、今回の震災の経験も踏まえながらきちんと進めていただきたいと思います。それと同じですが、ミャンマー政府側が、この前の2008年のサイクロンを自分たちでどのようにしてレビューして、教訓として何を学ぶべきだと認識しているのか、そのあたりも重要だと思っています。なかなか説明しづらいところがあるかと思いますが、現時点で、こういうところに可能性があるということがありましたら、少し教えていただくと、私たちが安心して、本案件を進めてくださいと言えらると思いますが、いかがでしょうか。
- 説明者（中曽根） ご指摘、ありがとうございます。今のご質問に関してですが、私どもで承知している範囲になりますが、やはりナルギスの課題になったのは、ミャンマー政府としては防災の態勢です。その国レベルでの国家防災計画の不備であるとか、どの機関がどういった対応をするかというような分けがはっきりしていなかったということが一つの課題であったと認識しています。それに加えて、先ほど高橋委員からご指摘があったような、住民に正しく正確な早期警戒の予警報が伝わらなかったことが被害を甚大にしたと認識しています。やはり今回の無償資金協力の気象レーダーの案件というのは、正確なデータ、情報を発信するための一丁目一番地ですが、それだけではなくて、先ほどご説明したような早期警戒の技術協力を通じて、住民にもそういった情報がきちんと届くような、トータルで考えていくことが重要であると考えております。

## (2) ミャンマー協力準備調査（無償）「全国航空保安設備整備計画」

- 小川座長 それでは、どうもありがとうございました。続きまして、(2)のミャンマー協力準備調査（無償）「全国航空保安設備整備計画」に進みたいと思います。まず、説明者側から概要の説明をお願いしたいと思います。
- 説明者（横山） ミャンマーの案件は残り3つですが、まとめて発言させていただきます。その3つとも、先ほどの援助方針で申しますと3本目の柱のところ、これからご説明する

ものについては交通網の整備、あとの 2 本はヤンゴン・ティラワ地域開発構想の項にあります、上の 2 つに当たるものであります。

- 説明者（小島） では、案件の中身について引き続き説明させていただきます。これもまた地図から見ていただくとイメージがつかみやすいかと思えます。そこに載っている地名が 7 つあります。ミャンマー国内に空港は 69 あり、そのうち 32 が運用されています。そのうちの主なものに対して航空保安機材を整備することが本プロジェクトです。先ほども説明したとおり、例えば、ヘホーとネピドーの間をわざわざ空で移動するののかというような、サイト選定は今後行うこととなりますが、考え方をご説明させていただきたいと思えます。では、案件概要書の流れに沿って説明いたします。「必要性」のところですが、ミャンマー国内には空港はたくさんありますが、ミャンマー自身が整備したものが中心です。旅客の数が増加しており、国際空港も幾つかできている中で、国際基準である国際民間航空機関の基準に基づく施設・設備の整備が求められています。その中で、今回、航空機の安全運行に必要な航空保安施設やテロなどを防ぐためのセキュリティの機材が最も遅れているという認識です。保安という意味で、セキュリティもそうですが、地方空港はいまだに無線施設などを持たないため、実際にパイロットは、低精度の計器飛行や目視による飛行による運行が行われて、雨が降るたびにフライトが止まってしまうというような状況があります。セキュリティにおいても、X 線装置を含めて態勢が整っていないため、時間がかかる、十分な調査ができないという状況が現地においてあるという認識であります。そのような状況から、国際基準の安全基準を満たすための基本的な機材整備を行いまして、国内の航空輸送の安全性の向上に寄与して、航空輸送の信頼性の強化を図ることが今回の案件の趣旨です。(2)、(3)のお話は、先ほど横山課長からもあったとおりですので、省略させていただきます。他の援助機関の対応としては、マンダレーの国際空港はタイ輸出入銀行が整備している他は、特にドナーが協力しているというところはありません。次のページに移りまして、具体的な案件の中身ですが、プロジェクトサイトが、先ほど地図で見ていただいた主要 7 空港で、今のところ想定されている機材の内容は、そこに書いてあるとおり、航空無線標識、航空照明機材、航空用消防車両、X 線検査装置、爆弾物検査装置などのセキュリティ機材ということを考えております。過去からの教訓という点におきましては、同様の案件をネパールで実施した経験がありますが、機材に不具合が起きた時にスペアパーツをきちんと入手できるかどうか、あるいは、代理店によるきちんとしたアフターサービスが入手できるかどうかということが十分なポイントなので、調達する機材の代理店がミャンマーにあるかどうか。その代理店が撤退する予定があるかどうかということはきちんと確認してプロジェクトをつくっていきたいと考えています。以上です。
- 小川座長 どうもありがとうございました。市村委員からのコメントがありますので、市村委員、お願いいたします。
- 市村委員 私からは、今、説明の方がおっしゃったように、機材の部品調達、アフターサービスの確保、人材確保の育成をどのように進めていくかということを挙げています。特に、代理店があるかどうかを調査されるとおっしゃっていましたが、例えば空港用の消防用車両等は、世界でもメーカーがそんなにありませんので、現状、ミャンマーに代理店があるとは思えません。したがって、出て行くからには代理店をつくっていただけるような話をさせていただくとか、そういう態勢づくりをしておかないと、機材だけ納入して部品がなかった、あるいは、オペレーションができなかったという問題が起きる可能性が非常に高いと思えます。それと、機材整備ということでアイテムを幾つか書いていますけれども、1 空港当たりどの程度の予算を配分されるのか、アイデアがあれば教えていただきたいと思います。とにかく 7 空港をカバーするとなると、無償案件としてはかなり大きい金額になると思えます。この辺

はどのようにお考えになっているのか、7 空港を同じような規模で行うのか、それともメリハリをつけて行うのか、この辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。それと、滑走路関係の整備としては、通常はランウェイスイーパーが入りますが、これは入るのかどうか。そのことが記載されていないので、いわゆる空港そのものと、空港の中のサービスを行うビルディングの中の機材とがいっしょくたになっているような気がします。この辺に何か一つの考え方があるのかどうか、この辺を踏まえて教えていただければと思います。以上です。

○ 小川座長 高橋委員，何かございますか。

○ 高橋委員 ありがとうございます。前回もミャンマーの案件の際に少し言及したと思いますが、私は、これから行うミャンマーの案件は、平和構築とか、そうした観点から見ていきたいと思っています。この案件は、どううまく進めれば平和の促進になるのか関心を持って見えています。そういう意味で、貧困削減にどう寄与するかというところで若干触れられているように、国際観光客の増加が見込まれていますがこれによって外からどんどん人が来て、情報が外からたくさん来て、国内の情報もどんどん外に出ていくということが進んでいくことで、ある意味で、ミャンマーの今後の民主的な安定化につながると考えています。このあたり、国際観光客の増加をどのように見込まれているのか、今の時点で何かデータがありましたら教えていただきたいと思っています。

○ 小川座長 それでは、説明者側からご説明をお願いいたします。

○ 説明者（小島） 1 点目のアフターサービスの話でございます。おっしゃるとおり、かなり特殊な機材が入る場合、必ずしも代理店がヤンゴンにあるかどうかわからないという点につきましては、ヤンゴンでなくても、例えばバンコクにあれば、もしかしたら円滑にスペアパーツが調達できる体制が組めるかもしれませんので、その点はよく考えていきたいと思っています。具体的な機材の内容及び規模についてのご指摘がありました。ここの中の空港候補地を見ていただくと、ヤンゴンは大きなところですし、ネピドーは首都ですし、それ以外は小さな都市のような規模になると思いますので、メリハリは必ずつけていくことになると思いますし、中には、もしかしたら、機材を入れても使いこなしてもらえないような空港もあるかもしれませんので、そこはきちんと確認したいと考えています。最後の 3 点目について、本件が貧困削減に役立つということは私たちも願っております。外からどのくらいの人が入ってくるか、あるいは、各空港の年間の旅客数につきましては、今後調べておきたいと思っています。私たちも、全体の数字は持っていますが、個々の空港がどういう利用状況かということは、今のところ、数字としては持っていないので、それを確認したいと考えております。

○ 小川座長 他にご質問、ご意見がございますか。——よろしいですか。では、どうもありがとうございました。

**(3) ミャンマー協力準備調査（円借款）「ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業」**

**(4) ミャンマー協力準備調査（円借款）「ティラワ経済特別区関連インフラ整備事業（E/S）」**

○ 小川座長 続きまして、(3)のミャンマー協力準備調査（円借款）「ヤンゴン港ティラワ地区港湾拡張事業」と(4)のミャンマー協力準備調査（円借款）「ティラワ経済特別区関連インフラ整備事業（E/S）」の 2 件については、一緒に進めたいと思います。まず松本委員から、両

案件にまとめてコメントが出されています。それから、荒木委員からも、それぞれ個別案件を迅速かつ合理的に積み上げてあげるために一貫した考え方の重要性が指摘されており。外務省、JICA から、両案件の個別内容に入る前に、その全体像を説明したいという意向も示されています。ということで、説明者側から、両案件についての全体像を含めてまとめて説明していただきたいと思えます。では、説明者からご説明をお願いします。

- 説明者（和田） JICA の東南アジア・大洋州部の次長を務めております和田と申します。よろしく申し上げます。まず、ティラワ港湾の拡張事業ですが、これと、その後の特別経済区（SEZ）の案件は組になっていまして、基本的に、ティラワ港湾は、もともとこの地域は、地図がありますが、ヤンゴン港から海まで 32km あるところの 16km のところに整備される港湾でありまして、ヤンゴン港からも 16km、河口からも 16km となっています。この地域は、ヤンゴン川の中では底が掘れていて深くなっています、それなりに水深がとれるということで、ヤンゴン川の中で港湾をつくとすればここしかないというところでもあります。また、ヤンゴン港ですが、後背地がヤンゴン市になっていて非常に交通渋滞しているところです。そうした関係から言えば、ヤンゴン川のティラワ地区に港湾を設けることは、今後のミャンマーの港湾取扱量の増加及びそれに伴う経済発展、輸入の自由化を考えると、非常に妥当性が高いと考えています。こちらは、港湾は既に 3 バースほどつくられていますが、それに加えて、今後の SEZ の整備に伴う物流の増加に加えて港湾を拡張するものであります。以上が、ティラワ地区の港湾拡張事業です。続きまして、特別区関連インフラ事業ですが、SEZ そのものは、今、経済産業省が F/S を実施しているところで、そちらは経済産業省の F/S の結果を待つところですが、それに関連して、ティラワ地区は現在では全く未開発の状態、道路、上水・下水、雨水排水、電力、通信などの基本インフラが欠如した状況です。こちらの関連インフラ整備事業は、こうしたティラワ地区に衛星される特別区に対して、その必要なインフラを供給することが目的です。その上で、ティラワ地区とヤンゴン市のインフラと調和をとりつつ整備していくという目的を持っております。簡単ですが、以上です。
- 説明者（小島） では、私から、事前質問があった点について若干補足させていただきます。松本委員から、債務負担能力は問題ないのかという指摘があったと思えます。債務負担能力につきましては、借入手続きなどに入った際に慎重に、外務省、財務省と打ち合わせを行いつつ判断していきたいと考えていまして、現時点では実質的な調査を始める段階です。松本委員からの 2 点目のご指摘で、2,400ha という広さの中で、カテゴリ A の変更の可能性はあるのかということがありました。今のところ、港湾部分につきましては、ミャンマー政府が開発対象にしている地区のうち、国有地で、かつ、住民が居住していない場所を対象にしようと考えています。今後、調査の中で、正規・非正規の住民の方がいれば、それは確認していくことを考えております。SEZ に伴う住民移転などの過去の教訓という意味では、私も、カンボジアのシアヌークビルで過去に SEZ の整備を実施した経験があります。5 月 1 日に開所式があったところですが、そこも住民移転が若干生じました。その際は、一部、借款で行う対象地が明確になっていなかったために移転に時間を要したという教訓がありまして、もし、今回、同様のことが起きないように注意して調査を進めていきたいと考えています。引き続き、市村委員から、ご指摘いただきました、コンテナヤードの整備が予定されているかということで、予定がある場合は、国、民間のどちらで行うかということですが、今回整備するターミナルは、一応、円借款によるコンテナヤード建設を想定しています。続きまして、入港する船舶の大きさはどの程度のものを想定しているかというところですが、これも今後の調査により判断することになると思えますが、水深は 10m 程度という情報がありますので、約 1 万 5,000 トン規模のものになるのではないかとというのが今のところの見込みです。さらに、概要書に、港は 2~6 バースと数に幅があるのはどのような事情によるものかというご指摘です。今後、環境社会配慮も含めまして、あるいは、今後のニーズも含めて、

数については検討する必要があるので幅を持たせているのが現状です。以上、補足でした。

- 小川座長 どうもありがとうございました。今、市村委員からのコメントに対してもお答えがありましたが、市村委員、何かありますか。
- 市村委員 ご説明、ありがとうございました。若干、追加の質問を含めて発言させていただきます。コンテナヤードは計画に入っていて、今度の円借款の対象にも入れているということになると、ガントリークレーンなども設備の中に当然入れてくるということによろしいですか。
- 説明者（和田） 私からご説明いたします。ご存知のとおり、ベトナムで実施しているラックフェン、カイメップ・チーバイもそうですが、ラックフェンについては、岸壁よりも上の部分の設備についてはすべて民間が整備する形になっていまして、カイメップ・チーバイの場合は全部を円借款で整備していますが、ここをどちらにするかは、まさしく調査の中で検討していこうというものです。場所がミャンマーということもありまして、民間事業者で、そうしたことにに対してリスクをとりながら出てきていただける方がいるかどうか踏まえた上で検討していきたいと考えています。
- 市村委員 次の質問です。河口から 16km、ヤンゴンから 16km ということで、場所的には中間地になりますが、今、水深を聞いて少し驚いたのですが、10m ということで、それは満潮時の水深ですか。
- 説明者（和田） そうです。満潮時です。
- 市村委員 ということは、干潮時は何メートルですか。
- 説明者（和田） 干満は 6m くらいの幅があるということです。
- 市村委員 ということは、1 万トンの船は入りませんか。
- 説明者（和田） 停泊場所が何か所かありまして、その停泊場所の下は掘ってドレッシングをするということをしています。
- 市村委員 ただ、将来の発展を考えた時に、水深が 10m 程度という場所に港をつかって、また新しい港を整備しなければいけないという展開になるリスクが随分ありますよね。例えば、ジャカルタのタンジュンブリオク港が同じような問題を起こして、あそこは 12m ありますけど、結局は大型船が入らないということで別の港を整備しなければいけないという状況に今はなっています。それと同じように、将来的には、コンテナ船が入ることになると、水深がもっと深いところに港をつくるのが本道ではないかという気がします。あえて 10m のところ、特に、浅い時は 6m とか、そんな水深になるわけですから、そういうところにコンテナヤードをつくるというのは、少し無理があるのではないかという気がします。というのは、やはりフィーダーサービスに委託するのですが、将来的なコストを考えると、浅いところのものをピストン輸送するほどコストの高いものはないわけですから、それを最初から念頭に置いて計画を立てるといえるのは、どうなのでしょう。実際のコンテナのオペレーションを、シンガポールや香港などのプロの連中から見たら、とても興味を持つような港には思えないです。これが少し気になっています。水深が 10m のところにあえて整備する理由はどこにありますか。

- 説明者（和田） ヤンゴン川の河口に至るまですべて水深が浅くて、ヤンゴン近辺で深海港をつくれる場所がない状態です。一番近いのはダウエイということでかなり遠いところですよ。そういう意味では、もちろんベストではありませんが、セカンドベスト的な選択ではここが一番適した場所になるかと思えます。もちろん、制約がありますので、将来的にはどこの場所、例えばチャオピューやダウエイなどに深海港を整備して、そこからまた運ぶという可能性はありますけれども、現在、道路も整備されていませんので、そちらの方はすぐには考えにくいかなというところですよ。
- 市村委員 いずれにしても、河口というのは、上流から土砂が運ばれてきますので、ドレーチングコストは年間でも大変なものになると思うので、それを承知で行うことをミャンマー政府は認識した上で行わないと、後で、ドレーチングできません、船が入りませんというリスクが若干あると思えますので、そこはちょっと気をつけた方がいいと思えます。
- 説明者（和田） 見ていただきますとおわかりのとおり、川がここで曲がってしまっていて、自然に掘れている箇所はここだけです。他のところは全部浅いという状況ですので、そういう意味では、ここしかないという感じで、ここ以外は港としてはなかなか開発できないということがあります。
- 市村委員 いずれにしても喫水が低いですから、船が座礁するリスクもありますので、その辺は気をつけて取り組まれたらいいと思えます。以上です。
- 小川座長 高橋委員、いかがでしょうか。
- 高橋委員 先ほど申し上げたように、私はミャンマーの案件を、平和構築という観点から見ているものですから、正直言って、この案件はなかなか判断しづらいところがあります。松本委員がおっしゃったような住民移転の懸念については、私も同様に持っています。一般的なことを申し上げますが、この案件概要書だけでは、そこら辺がよくわかりません。つまり、平和構築に近いようなものに関しては、ぜひ、もう少し情勢や紛争要因を分析したようなものが出せないでしょうか。それはこれからの調査でもいいですが、例えば安定要因と不安定要因の抽出。ここら辺は結構不安定要因になりそうなものがある、このあたりは安定要因になりそうなものなのか、そういう分析結果を事前に持っていて、その上で現地に入って調査を行うという形がいいと思っています。そのあたり、事前に分析をしたものをこういう会議に出してもらえると判断がしやすいのですが。本日の時点で出すことは難しいでしょうけれども、今後、ミャンマーの案件の場合は、ぜひそのような補足情報を提供していただきたいと思っていますが、どうでしょうか。
- 説明者（和田） 先ほど申し上げましたとおり、住民移転等につきましては、もちろん、この2,400haの中で住民移転を必要とするような部分については対象としないということですし、また、逆に言えば、安定要因という意味では、雇用が生まれるということが非常に大きな安定要因になりまして、ミャンマー政府も、この地域を含めて、特に若年層の雇用を重視しています。そういう意味では、製造業が多く出て若年層が雇用されることが、平和構築の観点からも安定要因になるのではないかと考えています。
- 小川座長 松本委員からコメントをいただいておりますが、何かございますか。
- 松本委員 しばらく様子を見てからにします。

- 小川座長 では、私から。松本委員から、債務負担能力は問題ないのかということに対しては、これから検討するということでした。先ほど、外務省からも、延滞債務問題に解決について少しお話があったかと思います。その点は具体的にどのような議論になっているのか、もしわかれば教えていただきたいのですが。
- 事務局（本清） 延滞債務問題については、開発協力局総括課で担当していますので、私からお答え申し上げます。日・ミャンマー首脳会談について、先ほど横山課長からご説明がありました。別添資料になりますが、「ミャンマーの債務問題の解決に向けて」というペーパーがありますので、後ほどコピーをお配りさせていただきます。まず、両国首脳については、ミャンマーの国際社会復帰のためにこの問題を解決することが重要であるという認識をしたということが第1点目。そして、2番目に国際開発金融機関（MDBs）やパリクラブと緊密に連携しつつ、国際社会に復帰しようとするミャンマーを支援していくという話になりました。ミャンマー側は、世銀やアジア開発銀行（ADB）に対する延滞債務を解消するために、これらの機関と議論をする意向を表明しまして、日本からアドバイスとして、パリクラブと緊密に協力するよう助言したと。ミャンマー側からは、パリクラブと議論するという意向を表明したところであります。日本との間で過去に供与された ODA の条件の調整としては、次の3点に合意しました。2003年3月末以前に返済期日が到来したものについては、超短期の商業ローンをブリッジローンとして活用して、この1,989億円を解消することに対して、日本は長期の円借款をプログラムローンの形で供与させていただきます。これについては、両国は、ミャンマー側がとる政策や改革について共同でモニタリングをしていくこととなります。2003年4月以降に返済期日が到来したものについては1,274億円ありますけれども、2002年12月に、ミャンマー側に対して援助の手続きを行うことを伝達したので、このとおり、その手続きを再開する形にしています。遅延損害金につきましては、過去20年程度にわたる遅延損害金がありますが、ミャンマーの改革努力の継続を1年間にわたって共同でモニタリングした後に免除するということになっております。以上です。
- 小川座長 今おっしゃったことは、短期のものを長期に変えるということと、債務削減をするということ、そういうことで債務負担能力を高めるということですね。
- 事務局（本清） はい。
- 小川座長 よろしいですか。
- 松本委員 遅くなってすみません。松本です。座長からも今お話があった債務負担能力ですが、このプログラムローンが1,989億円出されるわけですが、これに加えて、今後、ティラワをまず円借款でということが書かれていたので、ミャンマーの資源についてはいろいろ言われていますけれども、いまだに財政規律については、IMFの4条協議などの内容も公開されていない中で交渉が進んでいて、私たちからすると不透明な状態が続いているという状況の中で、この2,000億円のプログラムローンにプラスして新たな円借款の供与について、本当に債務負担能力は大丈夫なのか。仮に資源を売った利益があるとしても、それが本当にミャンマーの国庫にどのくらい入っているのかということについても、国際社会の中では疑念があるわけですし、IMFからもいろいろ指摘されている中で、このタイミングで新たな円借款をとるのは、政府の気持ちとしてはわかりますが、債務負担能力ということからはいかがなのかという点をご説明いただきたいと思います。
- 説明者（和田） ミャンマーは、松本委員のご指摘のとおり、天然ガスの輸出、特にタイに対して輸出しているわけですが、あとは宝石などの資源の売却ということで、2003年以降、

外貨準備としてはかなり好転しているかと思えます。もちろん、今後の債務負担能力を考えると、今回のプログラムローンによって債務負担能力を改善していく必要があるということですが、今後は、世銀と ADB などの延滞を解消していったりそれなりに国際社会に入っていくことと、ティラワの案件を通じて輸出を拡大していくことを通じて、債務負担能力、外貨獲得能力は一層健全化していくという認識です。現在、債務負担能力については慎重に判断すべく、私どもの中でも検討していますし、もちろん、世銀や IMF でも検討していますので、そこは長期的にどういう見通しで供与していくべきか、ということについては、外務省、財務省ともご相談させていただきつつ決めていくことかと思えます。

- 越川局長 今の松本委員からのご指摘はそのとおりだと思います。我々も、返せないような新規のものをを行うつもりは全くありません。とりあえず延滞債務を解消して、その上で、ミャンマー政府が早くしてほしいというものを案件形成して、その上で実際のローンを提供する場合、どういう形でローンを提供できるのか、あるいは、債務の持続性といいますか、負担能力がない場合には、それを押して貸すようなことはないと思います。そこは日本政府としても慎重に見極めていきたいと思えます。それから、ミャンマーの方も、今、情報を収集していますが、ある程度、債務の上限のようなものも考えているようですし、議会の承認もあるやに聞いていますので、その点は両方を慎重に進めていくのかなと。それから、中央銀行をはじめ金融部門の制度や人材も、これからどんどん人材育成をしていきたいという要請を受けています。それを受けて日本政府としても、まず制度面での整備ということで、日本から、その面での経験者を派遣するという形で準備を進めております。その方にはミャンマーの内部に入らせていただいて、その辺のぐあいといいますか、きちんと数字を見ながら、制度を見ながら進めていきたいと考えております。したがって、第 1 の柱は国民生活の向上ということがあります。こちらは無償が中心になると思えますが、その辺をあわせて実施していくということですので、今ご指摘があった点は慎重に見ながら進めていくということでご理解をいただければと思います。
- 小川座長 今、配られたペーパーを見ますと、2003 年 4 月以降に返済期日が到来したもので 1,274 億円はキャンセルするわけですね。それから、遅延損害金が 1,761 億円、これはモニタリングした上でキャンセルということで、トータルで約 3,000 億円ですから、そういう意味では、先ほどの 2,000 億円と代わる形になるのかなと私は理解していますが、それはそうですか。代わるというか、新しく借りる残高が増えたということにはならないという理解でよろしいですか。
- 事務局（本清） ミャンマー側がどうとらえているかはともかく、我々としては、新しい借款は、松本委員からご指摘のとおり、約 2,000 億円という形になろうかと思えます。
- 松本委員 今、小川先生がおっしゃったことは、実を言うと、国民へのアカウントビリティという面からいくと、私は、もう一言ここに書くべきだと思っています。それはどういうことかという、先生がおっしゃったように、表面上は債務が減ったように見えますが、実際は、二千何年か忘れてしまったけれども、これはもう損益処理しているはずです。つまり、今の JICA の財務諸表を見ても、このお金はどこにもありません。つまり、どこかの時点で損益処理をしているから財務諸表に載っていない。実を言うと、国民に対しては、そこで損益を出しましたということを普通は言わなければいけないわけですね。今こういう段階になったからここに出てきていますけれども、今時点においては一旦、少なくとも国民としては損益として計上されているという点について事実関係を確認させていただかないと、今の小川先生のお話のようになってしまうと、何か債務が減ったように思いますが、それは、私たちの方で一旦、損益を国民が負ったということで理解していいのかどうか。その点について、私の

認識が間違いだったらあれですので。

○ 越川局長 基本的に間違っていないと思います。2002年12月に、ミャンマー、バングラ、ネパール、数か国に対して、それまで債務救済無償という形で免除していたものを、そういう制度をやめて、2003年4月からは放棄するというのを、政府としてそれをアナウンスして、その決定を受けて、サミットで、債務国への債務の削減条件の調整という合意を受けて、今言った幾つかの国にそれを通報しました。そういうことがあって、2003年4月以降に支払期日が到来する債務・債権については順次放棄するというのを、ミャンマーや他の国にも通報しています。それ以前に支払期限が到来したのものについては、引き続き話し合いましょうということ、これはその時、たぶんそれについても何らかの免除の交渉をしようということで日本政府としては考えていたと思います。ミャンマーに限らず他の国もそうですが、そういうことで通報はしたのですが、2003年5月にアウン・サン・スー・チーさんが自宅で再度拘束されたことを受けて、そういう手続きをすべて日本政府は止めました。他の国については、通常の手続きに従って交渉して、条件を決めて、交換公文(E/N)を結んで、閣議で諮って公表して、それを免除したという形になっています。それで、今おっしゃったように、JICAの有償資金協力勘定上は、その時点から順次償却して、ミャンマーの部分ももう帳簿には残っていないと聞いております。他の国ももちろん手続きを進めましたので、勘定上は帳簿上に残っていない。ただ、ミャンマーという国との関係においては、その部分については手続きをしていませんので、国と国との関係においては、別に、債権や債務関係が解消したわけではなく、止まっている、ペンディングという状況でした。それを受けて、今回こういう形でまとめた。それから、これによってミャンマーの方はどういう状況になるかというと、ミャンマーとしては、今、負っている2003年3月以前の1,989億円については借り換えたといいますか、一旦、解消した上で、また日本から長期のプログラムローンを借り入れることになりますので、そこは債務の額はその時点では同じだけ残っているということだと思います。とりあえず以上です。

○ 小川座長 よろしいですか。

○ 松本委員 はい。

### 3 その他の事項

#### ミャンマー協力準備調査(無償)「バルーチャン第2水力発電所補修改修計画」について

○ 小川座長 それでは、「2 プロジェクト型の新規採択調査案件」の4件すべて終わりました。続きまして、「3 その他の事項」ということで、ミャンマー協力準備調査(無償)「バルーチャン第二水力発電所補修改修計画」に入りたいと思います。まず、外務省、JICA側から補足説明をしたいというご提案がありますので、説明者の方からご説明をお願いします。

○ 説明者(小島) 少し経緯がある案件ですので、時間をとって説明させていただきたいと思います。まず、案件概要書をご覧くださいと思います。例によって地図を先に見ていただくと、ヤンゴンから北東方向に離れた場所にある水力発電所です。位置的には、ヤンゴンと、もう一つの大都市であるマンダレーの間に位置するようなところ。文章の方に戻ってご説明させていただきます。(1)の1段落目に書いてあるのは、ミャンマーにおける電力供給量は増えており、その中で水力の比率が年々増えているということがあります。本件は非常に古い水力発電所ですが、ミャンマーにおいては今でも水力発電の主要を占める部分で

す。他方、先ほど申し上げたとおり、非常に古い発電所なので、現有出力はフルで発電するというところまで行けていませんので、ミャンマー国内においては電気がまだまだ不足している状況です。(2)の第2段落から、バルーチャン第二水力発電書の経緯をもう一度説明させていただきますと、1960年に戦後買収により1号機から3号機までがまず整備されました。そこからずっと稼働している発電所です。1~3号機においては、有償資金協力においてオーバーホールを実施しました。さらにその後、2000年前後に、1~6号機を対象として補修及び更新により機能回復を図るということで調査を実施しました。それが2001年になります。その後、3期分けて実施する予定でしたが、1期分だけ実施が済みまして、第2期、第3期は中断されたままという状況です。電力の供給は、ミャンマーにおいて重要なポイントとなっていて、この案件の継続は、日・ミャンマー外相会談においても、日本政府から、引き続き調査を行うという意向を表明しています。「3.事業概要」に移ります。本協力準備調査におきましては、バルーチャン第2水力発電所の1~6号機を対象として補修・更新を実施します。既にある発電機を補修することがこの案件の趣旨です。「(3)事業概要」のところですが、1)に書いてあるとおり、1~6号機の発電施設の機能回復ということになります。4.に過去からの教訓ということがありますが、整備した後にそれが維持管理できるよう、先方の能力を高める必要があるということが趣旨になっています。以上が概要説明ですが、引き続きまして、3月下旬から10月に、協力準備調査その1と呼ばれているものを実施しましたので、その概要もあわせて説明したいと思います。外務省及び私ども、コンサルタントも含めて、20日ほど現地に入りました。調査の目的は2つありました。一つが、具体的に技術的を調査を行うに当たって、どのようなことをすればいいのかということ。それと、地域住民に対してヒアリングを行いまして、その状況を把握するという主な目的で調査を行いました。報告書は現在作成中ですが、そのプレリミナリーな調査結果を少しご報告したいと思います。バルーチャン第二水力発電所は、現在でも80%程度の稼働率を保っています。中央政府のみならず、カヤー州政府も本件の実施を待ち望んでおります。つまり、州政府も、この発電所の改修を望んでいます。発電所の位置づけですが、先ほど申し上げましたとおり、現在、設備容量としてはミャンマーの中で4番目の規模を誇っている発電所です。マンダレーとヤンゴンの中間に位置してしまっていて、両都市に対して電力を供給しています。特にヤンゴンに対しては、全電力の26%をバルーチャンで賄っているという結果がわかりました。他方、先ほどから申し上げているとおり、古い発電所ですので、どういうところで劣化が生じているかと申しますと、変流機が劣化して小さな不具合が生じているということが2009年に確認された他、結構、故障してしまうような状況です。もう一つが、近隣地域に対する裨益ですが、カヤー州、シャン州に対して電力供給していることが判明しまして、大都市だけではなく、地元の人たちにも電力を供給する重要な発電所になっています。肝心の技術調査ですが、2001年に調査されて判明した事項以外にも様々な不具合が生じているようなので、それも含めて、今後調査していきたいと考えています。今回のもう一つの調査目的である各種ステークホルダーへのヒアリングということですが、先ほど申し上げたとおり、中央政府、地方政府、カヤー州の民族難民支援を行うNGOの方々に対してヒアリングを行いました。ミャンマー国内だけではなく、タイ在住の方にも私どもが話を聞きに行っています。現地においては、周辺の村落においてヒアリングを行いました。幾つかポイントとしてご説明していきたいところがありますので、説明します。一つ、地雷被害の場所に対してヒアリングを行いました。送電線の下に地雷が埋まっていることがヒアリングの結果、わかっています。その周辺に竹製の簡単なフェンスを設けていることも確認しました。強制労働があるかどうかということも事前に調査すべき重要なポイントでしたが、3年程度前までは、発電所周辺の草刈りを地元住民の方がさせられていたそうですが、今は、先ほど申し上げた、簡単な竹のフェンスをつくる以外は特に労働提供はないということでした。もう一つのポイントとしては、本発電所において、発電するために水を取ってしまっていて下流に影響を与えている可能性についても、確かに

そういう時期は渇水時にあったそうですが、その時は、発電所は容量を半分にまで落として、下流も渇水でしたが、電力の発電量も減らして何とか対応したというようなことがヒアリングにおいて確認されました。他方、水がたくさんある時にどうしているかというところですが、洪水が起きた時はダムから水を開放せざるを得なかった状況は2011年にもあったそうですが、あらかじめ下流の方に職員が降りていって、1週間前には、放流がありますよというようなお知らせをした他、48時間前には、職員自ら各村を回って、拡声器で、水の放流がありますということを伝えたということでした。実際に家屋などの被害があったところに対しても、食料支援もミャンマー側が行ったというヒアリング結果が得られています。それ以外に、カヤー州政府の方々と協議する中で、今回の発電所の修復は望まれているもので最優先事項の一つであるということも言及がありました。今後ですが、私たちが協力準備調査その2と呼んでいるものを6月ごろに実施しまして、その中で技術的な調査を行いたいと思っています。具体的にイメージすると、水力発電の発電を止めて、水車の施設の中を開いて、実際にどの程度劣化しているかを確認した上で、今後、無償資金協力を続けるのであれば、どのようなリハビリが必要なのかを考えていくものになると想定されています。以上、ご説明です。

- 小川座長 どうもありがとうございました。委員の皆様から一通りコメントをいただきたいと思いますが、まず松本委員からコメントが出ていますので、ご説明をお願いします。
  
- 松本委員 丁寧なご説明をありがとうございます。文書で出したものがありますが、一番気にしているのは、今回の調査が、例えば2002年ごろに比べるとかなり丁寧にされているという理解を私はしました。そういう意味では、今回は丁寧に実施されているという実感ですけども、一番気にしているのは、やはり人権面への影響です。それは、ここにも書きましたが、現在は修復工事をしていないので強制的な徴用に対して確認された程度だったかもしれませんが、一番大きいのは、これは他の委員の方も誤解されていると困るので、私が懸念している強制的な徴用というのは、この修復工事に必要な労働者が強制的に徴用されるという意味ではありません。こういう少数民族との衝突がしばしば起きる地域では、大きな工事があるような時は、必ず、軍が警備のために増強されるというのがこれまでミャンマーの通例でした。その時に、ミャンマー軍は、あまりお金がないということがあるのかもわかりませんが、部隊が移動する際に、周辺の住民にいろいろなものを持たせて行軍すると。その強制労働を一番気にしています。つまり、治安が悪化するのだから、そのために軍を増強する。その軍に普通の人たちが荷物運びのポーターとして強制的に徴用される。私たちがずっと気にしているのはこの点です。ここの誤解をしていただきたくないということです。ですので、そのコンテキストから考えれば、現行、工事がされていない時点での強制労働の調査は、もちろん重要ですし、非常に意味がある聞き取りをされたと思いますけれども、一方で、これからいろいろな機材が運ばれてきて、また、小競り合いが少数民族のグループといろいろあったりということに対応するために、仮に軍が部隊を移動するようなことがあったら、その場合に、本当に周辺から住民たちの徴用、食料の強制的な提供を住民に求められないかどうかということについては、懸念が払拭されたわけではありません。この点、引き続き、何らかの方法でご確認をとっていただきたいと思っています。これは根拠がない話ではなくて、2000年代の初めのころにILOが入った時もそうした事実については確認されていますので、引き続きこの点については注視していただきたいと思っています。地雷についても確認されているということです。我々も地雷については非常に懸念していますので、それらについては非常に丁寧な調査が必要になると考えています。それから、水の配分については、報告書が出た時にぜひ読ませていただきたいと思いますが、一番重要なことは、どのような方法でその事実関係を確認されたかということに気にかけていますので、もし住民からもきちんと裏を取っているという情報であれば、いろいろと対応されているということで、状況は多少よくなっているという印象を持ちました。とりあえず、私が一番気にしているのは以上

ですが、一方で、10年たっていて、いろいろな部分で新しい2002年の時とは違うスペックになったりする可能性もあるということを考えれば、最初の段階でカテゴリBとして慎重な検討をされるべきではないかと思っていますので、今回はカテゴリ分類がこの紙には書かれておらず、「適用対象外」としか書いてないので、そもそもカテゴリ分類がなされないということかと思いますが、10年経った時のアセスという言葉が国内でもあるくらいですから、やはりここは完全適用しろとまでは言いませんけれども、準用して、カテゴリB程度の社会配慮も考えながら、そのあたりは慎重に進めていただきたいというのが私のコメントです。長くなって申し訳ありません。

- 小川座長 お2人の委員から何かありますか。
- 市村委員 私は特にありません。
- 小川座長 高橋委員、よろしいですか。
- 高橋委員 はい。
- 小川座長 では、今の松本委員のコメントに対して何かありましたら、お願いします。
- 説明者（河添） JICA 審査部の河添と申します。環境社会配慮の担当です。最後のお話にありましたカテゴリ分類あるいはガイドライン適用あるいは準用のお話ですが、純粋に今のガイドラインに書かれていることについて、これは事実関係としてお話ししますと、2010年のガイドラインの中には、2010年7月1日以降に要請される案件について、これを適用していくということが明示されており、これはご存じのとおりです。一方で、このルールに基づきますと、本案件は、2000年に要請されている案件ということであれば、適用か適用ではないかという話になりますと、不適用になります。ですので、案件概要書に書かれているとおり、この新しいガイドラインを適用するかと言われると、相手国はすでに2002年にはグラントアグリーメントを結んでいて、そのグラントアグリーメントに沿って日本側は協力するということでもありますので、そのガイドラインについての適用は行わないと。一方で、準用という言葉もいただいております。準用についてですが、基本的に、適用か、あるいは、不適用かというところでありまして、準用というあいまいさが残る形になります。どの部分を参照する、あるいは、参照しないということも出てきてまいりますので、相手国との間では、適用か、不適用かというところで遵守を求めるのか、求めないのかということになってくると思います。ガイドラインに書いてあることに照らして考えますと、本件については、以前の要請に基づいて引き続き進めているという意味での不適用というところは正直なところでお話し申し上げます。また、それ以外にできる配慮は、もちろんあります。今、調査の中でありましたとおり、現地の状況を十分に踏まえて、あるいは、今、松本委員からご指摘がありました国軍の展開に伴う社会依拠等々もご懸念として示されているわけです。これについて、JICAと外務省のレベルで対応することもあるかと思えます。例えば、JICAはテクノクラートに対しては助言や提言できますが、一方、国軍に対して何か言えるかという、これはなかなか難しい。そういったところは役割分担しながら進めていくことになろうかと思えます。
- 説明者（横山） ありがとうございます。国軍の徴用の件、そういうご懸念は大変重要かと思っております。ちなみに、ご参考までに、ご存じかもしれませんが、そういう徴用についての根拠法がミャンマーにありましたが、わりと最近だと思えますが、それは既に廃止されて、それがもう施行されているということですので、一応、法律的には、そういう強

制徴用を行う根拠法はないということです。ただし、ご懸念の点は、私どもからもミャンマー政府に何らかの形で伝えさせていただくとともに、またいろいろご懸念があればお知らせいただければと思います。重要なお指摘をありがとうございました。

- 松本委員 実質的にそういうものが確保されることが一番ですので、私自身も杓子定規にガイドライン云々と言っているわけではなくて、JICA や外務省の方で、そういう問題が起きないようにするという姿勢を明らかにされているので、それは重要なことだと思います。その方法として、二国間では限界があると思います。国軍のことを外務省が扱うというものいろいろと問題があると思うので、私は、一つとしては、ILO と何か協力することができないかということも検討していただきたい。ILO は決議もされていますし、強制徴用についてはこれまで関心を示してきていますので、そこは ILO に任せてもいいですが、そこが適切に状況を把握することとして役割分担することも一案だと思いますので、何らかの形で状況が悪化しないことを確保していただきたいと思います。
- 小川座長 高橋委員、どうぞ。
- 高橋委員 前回も少し言及させていただいたのですが、ぜひ、JICA さんが持っている PNA というツールを活用していただけないでしょうか。その上で、松本さんも指摘したように、バイで行うことに限界があるのであれば、他の国にもそういうツールをそろえているドナー国がありますので、そういった国々と協力しながら、共通の紛争分析なりをして、そういう共通認識に立つことが大事であると思っています。ぜひその方向を JICA としても検討していただければと思います。
- 説明者（小島） 前回の適正会議で、小川座長から、最後にラップアップする際に、ラカイン州及びカレン州における道路建設機材整備計画において、環境カテゴリ C にして別途モニタリングすることがあり得るかもしれない、あるいは、紛争地域について何かできることがあるかもしれない、フィードバックがあればお願いしたいというお話があったので、それについてお答えしたいと思います。もう一度案件について復習しますと、機材案件で、両州に対して道路建設機材を供与するというものに対する説明で、小川座長からコメントがあったものです。機材ものですので、私たちはカテゴリ C という認識ではありますが、当然ながら、環境カテゴリいかににかかわらず、機材の適正使用については、その上にある考え方でありまして、私たちが無償で供与した機材が適切に維持管理されているかどうか、あるいは、不適切なことに利用されていないかということについては、ガイドラインの適用云々にかかわらずモニタリングしていくことになると思います。それに当たっては、私たちが今後調査をするに当たって、先方政府には口すっぱく申し入れて、途中で報告書を出してもらいなるの申し入れをして対応することになるのではないかと考えております。それ以外にも、当然、無償の制度として事後評価などがありますので、その際にも機材の適正利用についてはきちんと見ていくということで対応させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが、失礼しました。

## 4 事務局からの連絡

- 小川座長 どうもありがとうございました。それでは、事務局から何か連絡事項がございますか。
- 事務局（本清） 本日は、突然にもかかわらず、4名の委員の方にご出席いただきまして、あ

りがとうございました。既に委員の皆様にはご連絡申し上げておりますが、次回の定例会合は6月後半を軸に調整させていただいております。できるだけ委員の皆様のご都合が合うように開催日時を確定して、先にご連絡できるようにしたいと思っておりますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。以上です。

- 小川座長 それでは、以上をもちまして、第4回開発協力適正会議を終わります。どうもありがとうございました。

午後2時25分閉会